

## 生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成23年5月18日(水)  
午前10時～午前11時30分  
場 所 市役所4階 403・404会議室  
出席者  
委員 伊賀委員、奥田委員、兒玉委員、玉井委員、丹羽委員  
野田委員、若杉委員  
(欠席) 柏本委員

事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長  
関係職員 真銅職員課長補佐

※会議公開(傍聴者 なし)

配付資料 ・会議次第  
資料10:国の見解について

審議事項  
案 件  
(1) 国の見解と各自治体の対応について  
(2) その他

### 【会議の内容】

(事務局)

(欠席委員の報告 関係課の職員の同席の報告)

(会長)

(あいさつ)

(会長)

今日の審議は、予定をしています事務局の方からこれまで審議してきた外国籍の職員についての所管する職務の範囲、それから昇格等に関してのこれまでの見解、それと各自治体の対応ということを、少しじっくり検討して、今後に備えたいと思います。それでは、事務局の方から、その趣旨をお願いします。

(事務局)

(国の見解について説明)

(会長)

地方の動きは、次の資料の紹介をいただいてからということをお願いします。今、紹介していただいた国の見解ですよね。若干、変動がありますので委員の皆さんでいろいろ質問など、その認識について意見交換をして、この国の見解について、まず、それなりの議論をしておきましょうか。これ面白いのが、倉田さんと白川さんのそれぞれが平成8年の

川崎市での要項が出た直後に二つの内閣で談話を出しているのですよね。

(事務局)

同じ時期に出している。ちょっとおかしいのですが、おそらく審議等で問われたのでしょ  
うね。そこで、出さざるを得ないから出したと思うのです。

(会長)

原動力になったのは、やはり川崎市の動きですか。

(事務局)

直接かどうか分かりませんが、そういう動きがあったと思うのです。以前からもあった  
と思うのですが、一番、うねりとなって国会レベルまで審議の中に入ってくるほど、そう  
いう声が国会レベルまで出たという時期なのでしょうね。ただ、このとき、たまたま、ぼ  
っと思ったのではなく、おそらくずっとあったと思うのです。

(会長)

よく調べてくれましたね。

(事務局)

ただ、ちょっと心配と言ったら何ですが、昭和20年当時の文書が残っていて、それを  
国のホームページからダウンロードしたわけではなくて、基本的には、そういう文書はな  
いのです。関係書物に載っていたものを引用していますので、若干、割り引いてみて、一  
字一句がその通りかどうかというのは、難しいところがあるのですが、イメージ、方向性  
は間違っていないと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

(委員)

川崎市より前の昭和48年の大阪府総務部長あての自治省公務員第一課長の回答の質  
問に関係するのですが、公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさ  
わる職に就くことが将来予想される職員の採用試験ということは、例えば、県の一般職と  
いうのは、それはチャンスがありますよね。それを予想されるから、外国人を採用するこ  
とは、ふさわしくないというふうに、この時点では言い切っているわけですね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

これがある意味、国の見解であったわけですね。

(事務局)

だから、ある意味、市町村独自で皆、国籍条項を載せたのではなくて、その前に国の方  
の方向性というのがあって、市町村の国籍条項がある。最初からあったのかどうか分か  
らないです。流れとしては、当時は、当然、日本人だから載せていないという市町村もあ  
ったということです。最初から連動して、採用の時点で、国籍条項があったかどうか分  
からないですが、実際は、ありますので、それを今、撤廃しているのです。

(委員)

この昭和48年時点でも、こういったことがありながら、一般職として採用している自  
治体はあったのでしょうかね。

(事務局)

古い時代にはそうですね。帰化されたりするので、帰化したら、もうOKとなります。

(委員)

はっきりしないわけですね。自治省のこの考え方が一般的にはいきわたっているわけ  
ですね。

(事務局)

戦前の外国籍を持っておられた方が公務員になった場合は別にして、この時代というのは特にこういうような見解が出るということは、基本的には、ひとつの大きな変革ということを求める場合、絶対に国の見解を聞きますから、それができなかったのではないのかなというふうには想像できます。今でしたら、本当に議論をしていきますが、昔は国から、そう言われたら命令ではないですが、地方公務員としてはそれに逆らえない。そういう部分がありました。

(委員)

一般職と対比して現業職と言いますか、そういう人は構わないというふうに受け止めておったわけですか。

(事務局)

そこらへんというのは、これだからいいだろうという見解は、伺いを立てないと、そういうことができない時代でしたから、そのようなのだったのかなと思います。それと、それだけじゃなくて、そもそも雇用の問題とかを考えると、就職先がいくらでもあるときはいいのですが、そうではないというときは、どうしても日本人を優先して採用してしまう。だから、戦後だったら、特にそうじゃなかったのかなと思っています。

(委員)

振り返ってみると、随分変わってきているものなのですね。

(事務局)

これ自体が、昭和20年代くらいからの話ですので、かなり年数が経っています。

(会長)

さっきおっしゃった昭和48年の回答というのは、実に法的には不安定で、国の公権力の行使とか意思形成というのを、国を地方公共団体に言い換えている。そんな法律論としては、大雑把というか、国と地方公共団体は一緒なのかというのは議論になったはずなのだけど、そこは一律に回答しているから、そこが白川さんなんかの談話に少し反映し始めたというか、そういう感じですね。

(事務局)

当然の法理というのは、そもそも、法的根拠がないですからね。

(会長)

当然の法理は、議論しないから、当然の法理という。当たり前ですという。

(委員)

公務員というのは、その国籍を持っている人がなるのが当たり前で、いちいち言わなくていいでしょうというのが、当然の法理なのですよね。だから、そもそも韓国籍の人が、ここに入っているということを考えているのですか、考えてないでしょう。当たり前じゃないですかというのが、ここで言われていることなので、これ以上議論しないための理屈なのです。当たり前なのだから、説明いらんないじゃないかという、そういう説明なのです。

(事務局)

根拠がないから、逆にこういう行政実例で、結構、縛りを国は各市町村、各県レベルに入れているのです。こういう形でしてもらわないといけませんよという形に、根拠がないから何か出さないと市長村も、そのとおりでできないですから。

(委員)

それと、あくまで国が答えるのは県レベルまでなのですか。例えば、階層があって生駒市の人が、こういうことについて自治省に伺いをたてるようなことは制度上できないのですか。

(事務局)

昔は、市は、県に伺いをたてるものなので、市が直接に国に言うなんてないことです。たぶん、直接言えないことはなかったと思うのですが、言ったら県を通せと言うと思います。記憶に残っているのは、政令指定都市とか、大きな、政令指定都市にはなっていないけれども、そういう都市が照会して回答。それ以外にも、電話などで聞いたりはすることはあるのですが、昔は、それこそ省庁によって違って、自治省あたりは、それこそ県を通さないと駄目だとか、今でもそうですけれども、昔の総理府とかは、直接聞いても、必要であれば回答してくれたりとか、そういう省庁もありました。だから、省庁ごとによって、ちょっと違うということです。

(会長)

ちょっと違うのですが、地方自治法で職員の皆さんというのは、いわゆる市長なり、知事なりの補助職でしょ。

(事務局)

そうですね。

(会長)

全員。部長であれ、参与であれ、補助職以上の決定権限を独自に持っているという位置づけではないですよ。

(事務局)

許されている部分と、ある一定の範囲内で許されている部分とがあります。

(会長)

委任というのがありますよね。

(事務局)

はい。それと、専決処分というのが与えられています。専決規定があって、ここまでの決裁については、あなたの判断でしなさいというのが、きちり決まっているのです。それ以外については、そこに、いくら簡単なことでも、そこに書いていなかったら、それはもう市長の決裁です。

(会長)

ですよ。それは、構造的に言えば、それに補職するわけだから、市長なりが、例えば、〇〇君、今度、〇〇職ということで、補職されたことによって権限が与えられるから、地方公務員の職のうち公権力の行使を行う者と言うのが、法律上どういうものになるのという、何か、そのへんは基準がないのですか。

(事務局)

会長が言われるように入口部分からこの職種と言えるのか、この事務というのか、そのへんがちょっと分からないのですが、このエリアに関する、例えば、基本計画、市の総合計画を考える部署があって、ここというのは、係員ですら、いわゆる公権力の行使等の公務員を担っているという一職員であるというような考え方をする市町村もあれば、それは違う、これは最終的に市長が判を押すまでは決まらない。

だから、それを課長以上とか、部長以上とか、最終決定は市長なのだから、それまでは、あくまで事務を携わっているだけであるからという話になるのか、もっと具体的な話をすると税務関係で、督促をして差し押さえするとまでいくと、その人が外国人に当たっているのかどうかという話になるのですが、納付書を発行したり、差押えの通知を送ったりするのは単純な事務だと、だから、これはしてもいいだろうと、だけでも、それを出しているかどうかの結論は、公権力の行使等になると。通知自体を出すのは単純な事務処理、郵送処理するだけだと。ただ、プリントして、それを封筒に入れて送るだけだと。そしたら、

公権力の行使にはならないというような判断をされることもあるし、いや、そのセクション、ブロックは全部駄目だという認識をする考え方もあるということです。

(委員)

あと1点、あまり意識しなくてもいいのかもしれないですが、倉田自治大臣の談話で、最後のところが何を言っているのか、よく理解できないのですが、これはどういうふうに読めばいいのですか。「この法理の性格については、国務大臣等法律でも例外を設けることができない部分と、法律によってのみ特例を設けることのできる部分があるところの、憲法上の要請として法規範性を有するものとのことであります。」と。

(会長)

これは頑固に守るということですよ。憲法以上の法理だから侵してはならない。

(委員)

そういうことですか。

(委員)

言っている事は、国務大臣なんかは法律でもって外国籍の人に国務大臣の席に就くということ認めるということは憲法上できない。それ以外の者については法律でもって、おそらく公権力の行使に当たる部分であっても法律でもって定めれば就くことができる外国籍の人でも就くことができる部分があるのだというふうに分けていることだと思うのです。ただ、国務大臣というのは、法律で、もし仮に外国籍の人でも可能だという法律を作ったら、それは憲法違反の法律だということです。

(委員)

できない部分の例として、国務大臣が入っているわけですね。

(会長)

あの、沖縄の米軍基地だったか、自衛隊の基地だったか、どちらだったか、基地の情報の公開請求が那覇市に出て、那覇市長が当時、公開すると言って、それに対して国の防衛施設長が、そのようなものを公開されたら、何センチの壁だとか、どこの地下に何を置いているとか全部ばれて攻撃の対象になるということで公開停止の裁判がありました。そのとき、憲法上の要請以上の憲法の存立を支える法理であるし、情報公開というのは憲法上出てくるかもしれないけれども、憲法がある前に国が破壊されたら、そんな情報公開というのは有り得ないのだというのが国の主張です。防衛は、憲法以上の価値があるのだと国の主張でなされた事実があります。

(委員)

そうなのですか。

(会長)

これは、違いますけれどもね。これは、そういう意味では、憲法上の要請というのは、もう少し低いレベルだけれども法律では侵すことができない部分があると言っているのでしょうか。国も動いてきているということは、よく分かりましたね。地方自治との関係の在り方では、動いてきているのだけれども、国の防衛とか安全とか警察とかという部分の議論と違って地方自治体の方は、果たして本当に公権力の行使であるとか、公務遂行というのですか、その地域の住民の中で携われるものと携われないものを国籍で区別すること自身が今はもう問われている。原理的には、そこが問われているということになるのでしょうか。

(委員)

関連というか、国が出しているというのと今までそれに基づいて地方があったが、現在、最初の年から今までの年まで60年調べていただいたのですが、今、国の在り方と地方の

在り方の違いというのが、今やっとここではっきりしてきていると思うので、だから、どうなのかなと、ちょっと思うのですが。

(会長)

線引きの議論として、公権力の行使であるとか、意思決定に参画をする、それは国民主権の行使だという、まず、その線引きで、国の側は、そういう職務には主権の行使なのだから国籍を持った人が携わるのが当然の法理なのだというのを置いといたとしても、地方自治というのは地方の事務で徴税だとか消火行為だという行為も含めて地方自治としての公権力というようなイメージ、つまり住民の中の国民か国籍を持ってない外国人かということで区別をしないとイケない事務というのが本当に国のように直接的にあるのかどうかということところが、同じ業務を持って来て地方もそうでしょうと。地方も少し緩やかにという議論が本当なのかどうかということところが、これから少し議論しなければならないところかもしれませんね。

(事務局)

先ほど、話があったように、昔は法律で決まったことを各市町村、都道府県も、例えば都道府県であれば、どこに行っても、市町村であれば、どこに行っても同じようなことを基本的にしてきた。その段階で、例えば市町村が村から町、市があって、今でこそ中核市みたいなものがありますけれども、政令指定都市があって都道府県があるという、その上に国があるという感じで、地方自治とは言うものの、基本的にピラミッド形式になっていたというのが基本なのですよね。それで、やることは基本的に決まっていたということなので、公権力の行使と言っても国の方からある程度制限を受ければ、それに従わざるを得ないという状況だったのですが、その裏返しで言うと最近、条例なんかで、ある程度法律があったとしても、その穴を埋める、横出しをする、そういう部分である程度、自主性を持つようなところが増えてきている。基本的には、今まで考えられなかったような税金に関して、名古屋みたいに1割カットするとかいうようなことも理論的には考えられるようになってきて、実際にやろうと思えばできなくはないようになってきている。

そこで、いろんなところが増えてきて、話の中にあつたように消防というのは、基本的に権力を行使するので採用はないということと同じように、例えば緊急時の災害対策などは、もろに権力を制限したり、今回の場合は国の方から、原発の何キロ以内は避難してくださいとか、計画的避難区域だとか、法律に基づいてしていますけれども、その辺を具体的にするとしたら、それを担うのは市町村ですよね。基礎的な自治体が骨になっていく、その上の県であるとかがなくなっていくという形になる。今、自治体が、ある程度想像されているのは、それと同じように国民保護法に基づくような条例を、生駒市としても作っていますし、基本的に今、私どもからすると、それは法律に基づいてしていることだから、一律にすればいいのだと思ってしていますが、ただ実際にそういうような事態が起こった時に、各市町村によって、いろいろ起こる事態は全然違うのだと思うのですよ。

例えば、日本海側と沖縄とは、全然違いますし、そうして考えた時に一律で、一時的にまず行うことができる、いわゆる国民、市民の権利を制限したり、そういうようなところは市町村に委ねられている部分が一時的にある。最終的には、全体的にやらないと駄目だと思うのですが、まずは突発的にすると言ったら、小さなコミュニティということになれば、行政無線で避難をなささいということも可能なわけです。生駒市では、ありませんが。そういうようなところから限ると、そういうような部分で担っている部分はあるといういは外せない裁量部分かなと思っています。

(会長)

今言ったことが今の議論との関係では、ちょっとピンとこなかったですが。

(事務局)

ですから、昔だったら公権力の行使と言っても、公権力の行使と言いながらガチガチに固められている部分もあったのですが、今だったら自分たちの市だったら、市の判断でもって、ある程度のところ、例えば、市民の権利を制限したりすることができるようになりつつあると。そういう裁量の範囲が広がっているというところですよ。

(委員)

どのくらい昔と違うのですか。昔は、箸の上げ下ろしだったわけですよ、極端な言い方をすると。それがいつ頃変わり始めたかということと、どのくらい変わり始めたかというのは職員的にはどうなのですか。

(事務局)

生駒市は、本当にどういうものをしているとは思えないのですが、本当に、ここ10年くらいかなという気がします。

(委員)

それは、何かのきっかけですか。

(事務局)

きっかけもあるのでしょうか。僕らが入った頃から地方分権という言葉が流行り始めた頃で、理論的にはあったのですが、実際にそれを実践するような市町村は基本的になかったですね。それが、段々ところどころではないかというところから実践するところが増えてきたというところがありますね。それは、やはり情報公開とか、そういうものが大きいと思いますね。特に情報公開とか、個人情報かもしれないですが、情報公開というのは、国がせずに先に、例えば一番先にしたところは小さな市なのですが、実質的に最初にしたところは川崎市なので、川崎市がし始めて、その辺を真似してどんどん広がって行って、後追いで、国が情報公開法を作っています。その面から言うと、あれができてから、飛躍的に市民からの要望とかというものが隠せなくなっていますから、隠せなくなるということは、どういうことになるかということ、市として、これをしたときに、どうやって、きちんと説明できるか、説明責任と言うのですが、それができるか考えた上で、そういう手続きをする。

(委員)

簡単に言えばそういうことになるのですか。情報公開でもそうですね、ここ15年くらい前ですよ。

(事務局)

個人情報を除いたものは、基本的には出ていくだろうというふうに私どもは考えていますから、それに対して、きちんと説明ができるかということを考えながら行政をするようになったという頃から変わってきている。

法的には、先ほど言いましたように地方分権一括法が施行されて、本当は国が県に口出ししたいのですよ、県とか市に対して、こうしなさいとかという。ところが、地方分権一括法は、国は国の分、地方は地方の分というように仕切りを入れるような法律だった。

いろいろな業務によって、全然違うのですが、例えば社会問題にもなった年金の問題でも、結局、社会保険庁が各市町村に徴収義務を負わしていた。今、国民年金の徴収率が悪くなってきたと言いますが、市町村が担っていた時代は、ある意味、もっと上でした。

何故かという、末端の市町村は、年金の被保険者に対して働きかけるのはもっと近いですから、年金の保険料を納めてくださいよというお願いも多くしていたわけです。ある程度の水準になっていて、そのために国は交付金という形でお金を渡していたわけです。

地方分権一括法ができて、国の仕事は国でしなさい、市町村の仕事は市町村でしなさい

という仕切りを入れてしまったために、年金の場合ですが、国の年金の徴収事務を市町村に委託できなくなった。そのために、逆に社会保険庁が取りに行かなければならないというのが近辺の社会保険事務所です。市は徴収できない。以前は市役所に来ていただいていたら預かりますと言っていました。今は、市役所の銀行で納めることができても、市役所が一旦お預かりして国に納めることができないとなったら、社会保険庁が、実際は社会保険事務所に徴収事務をする。そうすると、徴収率がたっと悪くなる。そういうような形で、前までは国が物言いしていたわけです。

そのためにも、市町村独自で動くようになってきた。というのは、今回のこの事案に戻してみますと国籍条項においても、その辺の切れ目が平成8年以降、川崎市を先頭にして、あの市がしたのだから、皆やろうよと形でね。問題を抱えている市町村は多いと思いますので。

そうすると、それが広がってきたという、何かによって、ポーンと広がってきたというわけではなくて、じわじわだということだと思います。平成10年代になると結構大きな都道府県レベルになっていって、次に政令指定都市になっていき、今、都道府県、政令指定都市は恐らく国籍条項は撤廃していると思うのですが、一部残っている部分もあると思いますが、撤廃していると思います。あとは政令指定都市レベルから市町村レベルにまで降りてきているというイメージかなと思います。

(会長)

国の説明、大変密なものができるまで、ありがとうございました。

では、それが各地方でどのようになっているかという報告についてお願いできますか。

(事務局)

#### (各自治体の対応についての説明①)

(会長)

ホームページの外国籍職員在籍者数というところで、松原市6とか、豊中市14とかいう数字がありますね。これは、現業職も含めて全職員数ということですか。

(事務局)

そうなっていると思います。職員総数と書いていますので、普通、職員総数と言えば消防、保育所、幼稚園なども入ります。

(会長)

全部入りますよね。そうすると、環境などで臨時職でというのは。

(事務局)

臨時職は入れてないですね。

(会長)

臨時職というのは入れてないという数字なのでしょうね。

(事務局)

#### (各自治体の対応についての説明②)

(委員)

もう1回言うと外国人で川崎市でなれないのは、公権力の行使に当たるこの仕事の部分にはなれない。ラインの課長はどのセクションであれ、何ラインであれ、ライン課長にはなれない。

(事務局)

この部分で言えばそうです。入口論で言えば消防職は駄目だよと言っているのですね。消防職は駄目だけれども、それ以外はOKだよと言っているのです。それ以外OKかと言うと、入ってみると違って、税の賦課は駄目ですよ、生活保護の決定の事務も駄目ですなど、細かな制限をしている部分もあるし、ある意味、要綱の裁量権という意味、縦の裁量権で言うと課長級以上は駄目ですよという意味で言っているわけです。

(委員)

要は公権力の行使に該当しない職務に就いている人も、ラインの課長には一切なれないよということですか。

(事務局)

普通で言うラインとスタッフに分けると、ラインと言うと本当は反対なのですが、役所と言うラインというのは、市民と接する職種になるのです。スタッフと言うのは、職員課とか総務など役所の中の分を言うのが役所のスタッフになるのですが、ここで書いておられるラインと言うのは、いわゆる係員、係長、課長という、そういうラインなのです。課長級以上は駄目だという、東京都と同様の考え方です。

(委員)

民間企業と同じ考え方です。

(事務局)

### (各自治体の対応についての説明③)

(委員)

例えば京都市の市民だったら、外国籍職員の任用に関する要綱を見せてほしいと言ったら見せてもらえるのですか。

(事務局)

普通考えたら、内部でどのような取り決めをしているかどうかは、開示請求されたら、それは出て行くものだと思っております。例えば、生駒市だったら職員を規定しているだけで市民に関係ないと言っても、そういうものがあると分かって、こういうものに関する文章はないかと聞かれて、こういうものがありますという段階で開示請求されたら、それは出ていきます。

(委員)

京都市民のところね、自由じゃないですが手続きとったら取れる、見ることができる資料が多いですよ。

(事務局)

意外と公開しているところも多いのですが、結構クローズにしているところもあります。ただ、文書公開していない市はないですから、公開条例がないような市はないと思います。現在は、意外とオープンにしているのは、こちらのイメージで言うとホームページにアップしていて誰でも見ることができる。わざわざ申請しないと見ることができないというのは、クローズ性があって、誰にでもオープンにしているのがイメージなのですが、申請したら出るけれども、ホームページを見ても分からないということです。オープンになっているところは多いのですが、そこまでやるとデータの的に、ものすごい量になると思うのです。そこまで出していれば、必要な人は見に来てくださいということだと思います。ただ、京都市がホームページ上で、ここまで出したのは凄いと思います。

(委員)

川崎市の運用規程を聞きたいと思ったのですが、これは私の力量では入りきれない。

(事務局)

川崎市でしたら、開示請求すれば、それはできますけれども。

(委員)

全国的に最初に国籍条項のことをされたわけでしょ。今、現在も川崎市が一番オープンなのですか。それは分からないのですか。

(事務局)

先ほど言ったように、ちょっと最初に会長も触れられたように、この話を始めるに当たって公権力行使等地方公務員と、それ以外の職種の公務員があるということは分かるのですが、前のご意見で委員さんも仰っていましたように、滝井さんの反対意見の中で公権力行使等公務員というのは首長か議員ぐらいで、あとは補助機関だと。だから、いわゆる地方公務員というのは、一般の地方公務員が全部、公権力行使等公務員ではないという判断を採られる団体があれば、二つの流れがあるのだから、この仕事はこちらに入れましょう、その仕事はこちらに入れましょうと、それが多いか少ないかは別ですが、ある一定の考え方を持っている。先ほどの自治大臣の談話にもあったように各々の自治体の裁量で決めてくださいよということです。

(委員)

それは分かるのですが、二つの流れがあって、首長さんが公権力行使であって、それ以外は事務的なことを実施する人であって、そういうのは一切ないのですよという、一番解放しておられる自治体というのは川崎市よりもオープンなところはあるかどうかは、まだ分からないのですか。

(事務局)

あると思います。逆に言えば、川崎市の情報を見ると一番トップの状態ではないと思えるのですが。

(委員)

それは、まだ分からないのですね。

(事務局)

全国的にオープンにされたのは確かにトップですが、今の状況がオープンかどうかは分からないですね。

(委員)

トップであるが故に、行き過ぎた事をするとう潰されてしまうので、そここのところで、多分ぎりぎりのところをしたのだと思います。

(事務局)

川崎市が実際にオープンにした時は、かなり自治省とやり合いをしておられる筈です。それをやるに当たって。反対に自治省はそれを押さえ込もうと。川崎市がしたら他の自治体もしてしまうと、そこまで言ったか分からないのですが。前例を突破する訳ですから、それを阻止するような動きもあったような気もするのですが。

(委員)

不謹慎な質問なのですが、その時の川崎市の市長は革新ですか。

(事務局)

私が情報公開担当で情報公開条例を実際作る状態だったとき、川崎市に行っているのですが、その時は革新的ではあるのですが、別にそういうことではないです。川崎市自体がそういう気風がある。町の気風かもしれません。意外と横浜市と川崎市は同じ神奈川県

政令指定都市なのですが、どっちかと言えば横浜市の方がクローズな感じですよ。

(委員)

川崎は情報公開の時の委員会の会長は金子 正史先生で、対象的だと思ったのは、実はこの本の中に出てくる当然の法理を作りだしたきっかけになったヒントを与えたのは、東大の民事訴訟法の先生で金子先生のお父さんです。その息子さんが、それを打破するようなことを実は川崎でしていたという感じを受けています。

(委員)

川崎市というのは、別件で公契約条例と言って、川崎市が発注する業務に携わる労働者の賃金の下支えをするという条例を政令指定都市で初めて作っています。これも、どうも漏れ聞こえてくるところによると、総務省の言うことを聞かずにしたらしいですね。川崎市は一応、総務省に一声掛けたみたいですが、ほとんど無視して自分たちで作ったらしいです。かなり画期的な条例らしいです。だから、川崎市という自治体が伝統的に持っているエネルギーですかね。

(事務局)

別件で私もゴミの問題でパンフレットに表記を日本語だけではなくて、何ヶ国語まで表記するか、しないとか、また表記していこう話があった時に、川崎市は、ある駅のある時間帯を見たら外国人ばかりで、日本人の方が少ないというか、どこかの工場のちょうど出勤時点とか退社時点とかになってくると、駅員も外国人が抜擢されるということも聞いていますので、そういう地域性があるという気がします。

(委員)

国の方針というのと地方自治というのと、どうしても私は分からないと思っていたのは、全部オープンになるようになっていく時に、国の方は、それを良しとしない気風が根底にあるのですか。

(会長)

どうでしょうね。

(委員)

何か少し、そういうのを最初から感じていて、ずっと話の流れを聞いていて、国の方針というのが常に足かせにあって、その上で推し進めて川崎市が初め動いていこうとするときに、何かそういうものが常にあった上で進めていかないと駄目なのかなと思って、それが分からないのですが。

(会長)

たぶん、制度の問題とか権限の問題で言うと、国と地方自治体という関係で国の方がということになるのですが、実は日本国社会の問題ではないかという気がします、根底には。行政という作用に国民以外の人に加わることに對して、日本国民がどこまで許容していくか。根底に、そこを考慮しておかないと国家権力と地方自治の闘いで、地方自治の方は広げたいのに国の方は広げるのは良しとしないという、そういう闘いのように見えてしまうと、生駒市でスムーズに穏当ないい制度ができるかということ、ちょっと制度だけが妙になる気がしますよね。

(委員)

今、先生が言われたので少し腑に落ちます。市民感情というか、少なくとも生駒市で考える場合は、結局はそれが大きいですよ。

(委員)

理屈として、ずっと生きているのですよね、公権力の行使というのが。公の意思決定への参画ということが、ずっとこう縛りみたいに絶えずあるのですよね。何かいつも思うのは、

特に今日の話の中で思ったのは、採用はされても一定の任用の枠が定められているとしたら、受験する側としたら、希望というか、将来に対して頑張るぞという意欲がありながら受けてくださるといのは、その仕事に対する思いは他の方よりも並々ならぬものが、もしかしたらあるのかなと、ふと忘れてしまいますね。

(会長)

今日は、時間もないことですので、次回をご指名した委員さんに、これまでの勉強と今日の各自治体の動き等を踏まえて、ちょっと自由にこの外国人の職員採用について、どう考えるか、どういうふうな問題を自分は感じるかというところを展開してもらって、それを切り口にして皆で今度はフリートーキングということに、できればして、そこで生駒市での諮問に対する答申をどういうふうにしていくかを、その次くらいから考えていこうかなという段取りでいいでしょうかね。

(委員)

前回、お話がありましたので分かりました。ただ、今までの討議を踏まえて、例えば一般的な総括をさせてもらおうとか、そうすると、荷が重すぎるような感じがしないわけでもないの、私なりに今までの討議を踏まえて感じていることであるとか、ポイントになるのではないのかなと思うところとか、皆さんでお話をした方がいいのかなというところでもいいですかね。

(会長)

はい、それで結構です。例えば、私なら大胆にこういう登用を生駒市は決めたらどうかと思ったと、それでもいいと思いますよ。そこは、気楽にさせていただいたらいいと思います。

(委員)

分かりました。できるだけさせていただきます。

(事務局)

また、事務局のほうでもご討議いただける追加資料をご用意させていただきます。なるだけ簡単な分かりやすいような資料にしているのですが、私の資料の出し方が、なかなか切り口が良くなかったりする場合もあると思いますので、分かりにくいというところがあれば、言っていただければ切り口を変えたりして出ささせていただきます。

(会長)

一つ注文があります。川崎市の外国人籍職員採用問題を巡る論争になった第1回目の条例、外国人を採用するという窓口を開いたときの条例なり要綱なりというのが、外国人採用の本に、もしかしたら部分的には引用されているのか分からないと思うのですが、決して全面展開で権利だけが先行したわけじゃなくて、配慮を重ねながら、しかし、こういうふうにしたというものがあると思うのです。それと、この22年度を比較すると、どこに発展なり変化があるのか、若しくは、それは無くて来ているのかというのを見たいなと思います。

(事務局)

窓口を開放するに至って、最初は職種が少なかったと思います。だんだん広げていったというのが他の県でもあると思うのです。ぽっと先行的に開ける市と、それに感化されて手を挙げるところがあったりするので、川崎市が一番、特殊事例じゃなかったのかなと、最初に突破したという意味で。今までの抑止力や制限しようとか、今までの基準を守ろうというような風があったのだと思いますが、突破されておられますので。

どこまで収集できるか分かりませんが探してみます。

(会長)

では、それを探してみてください。

(委員)

生駒市も変わってきているのですか。

(会長)

生駒市は、まだないですね。

(委員)

要するに消防職にはなれませんよという、そこしか決めてないですね。

(事務局)

生駒市は、国籍条項があるのは消防職だけです。それ以外は、何も決まってないです。最初から言っておりましたように、そういう対象の方がおられなかったので決まっておりません。

(委員)

必要ないから決めていない。

(事務局)

必要が今回初めて出てきたということです。

(会長)

さて、今日は大変緻密な報告をいただいたのですが、他に質問したい方があれば、質問をしてください。ありますか。私も順次、聞いたり勉強したりしましょう。今日、配られている前回の4月5日の会議録事務局案があります。事務局の方から説明してもらえますか。

(事務局)

前回、4月5日に開催させていただいた分で纏めさせていただいております。若干、前も言ったよう形で少し文言的に削除しているというか、ご審議させていただいております内容はいいのですが、少し修正させていただいているところがあります。概ね纏めさせていただきますので、5月末までに変更点等ありましたら、ご連絡の方をよろしく願いいたしたいと思います。

(会長)

それでは、他になければ本日の会議を終了させていただきます。